

第2回岩手県東日本大震災津波復興委員会
委員からの御提言

1. 平山 健一 委員 p. 1

2. 小川 惇 委員 p. 3

別添参考資料

3. 遠藤 洋一 委員 p. 5

4. 元持 勝利 委員 p. 9

県民一丸となったビジョンの策定・計画の立案のために

委員 平山 健一

県復興委員会がスタートし、第1回目の委員会では、各委員から関連分野について様々な思いが述べられた。今後、県が示した7項目の取組内容を含む復興ビジョンの議論はどのような手順でまとめられるのか。委員会を主幹する復興局の舵取りに期待しているが、検討組織の全体像や進め方について、委員や関係者が理解を共有することが大切と考える。以下の諸点についてご教示願いたい。

(1) 復興委員会・専門委員会・各部局の検討組織、及び、県・市町村の関係について

復興委員会は県内各界を代表する18名で構成されている。その下に専門家よりなる津波防災技術専門委員会が既に発足し、総合企画専門委員会が置かれる予定とされている。さらに所管する分野の検討のため必要に応じて各部局に検討組織が設けられ、外部専門家からのアドバイスも予定されている。これらの検討体制は一元的に機能を発揮しなければならない。また復興の最前線である市町村・各団体等と復興委員会(専門委員会を含む)・県の部局(復興を担当する部局横断組織を含む)のパイプは太くなければならない。これらの関係について別図のような理解でよいか確認したい。

(2) 復興ビジョン検討の順序について

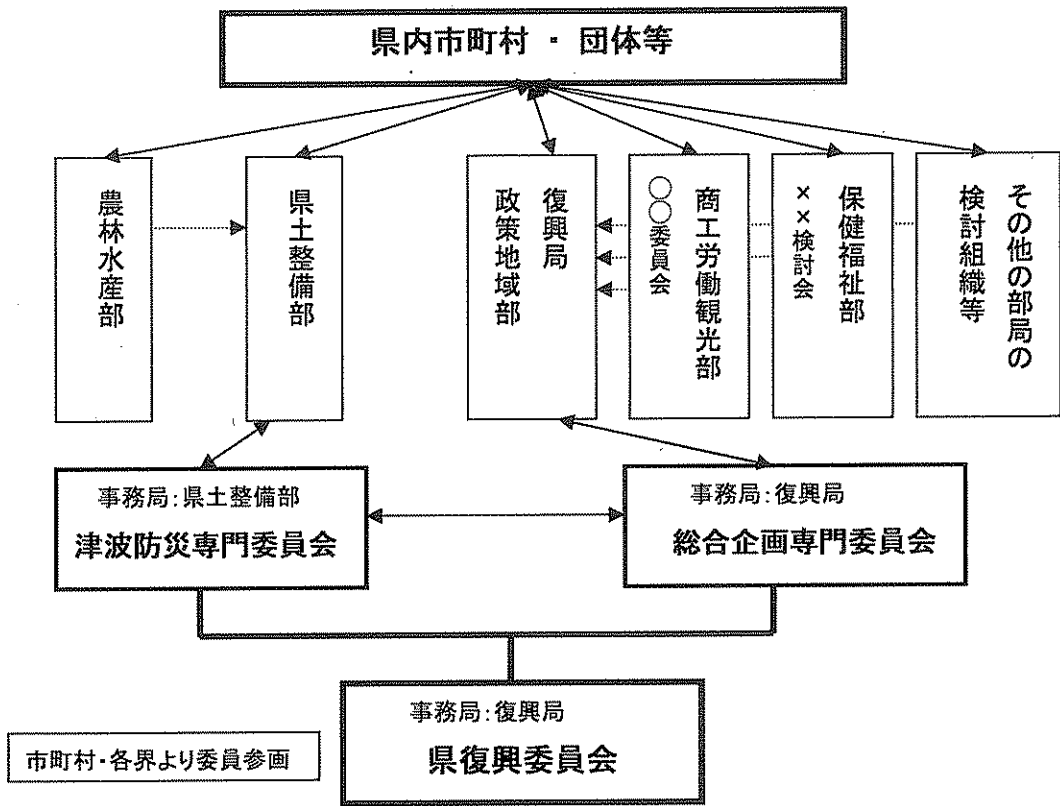
復興ビジョンの策定にあたり、各地域の街づくりの検討が前提となる。通常、街づくり計画は多くの視点から検討が進められるが、甚大な災害に関わる本ビジョンの策定においては、「安全の確保」と「暮らしの保証」が最も基礎的な検討項目となる。議論の手順についてまとめてみたが、このような理解に異論がないか確認したい。

- ① 津波防災技術専門委員会は、被害状況や専門的知見に基づいた安全な街づくりに資する、安全に関わる復興ビジョンを作成し、街づくり、地域づくりの検討をスタートさせる。
- ② 総合企画専門委員会は、産業・教育・医療・経済・観光など様々な分野からの復興ビジョンについて取りまとめ・相互の調整を行い、復興ビジョンの全体像を作成する。纏めを行い(総合企画専門委員会)、復興委員会に提示し意見を伺う。
- ③ 「復興委員会」では、高度な視点から県の復興ビジョンを調査、審議する。

(3) 復興の検討経過などについて透明性ある、丁寧な情報公開

ホームページでの詳細な公開の外に、毎回の委員会の具体的な成果や復興に関連する国の動きについては、わかりやすく、丁寧に県民に伝達する努力を継続して欲しい。

(平成23年4月26日)



第2回委員会・提言

2日間の被災地視察で感じたことについて

1. 被災者が1ヶ月以上も避難所生活が続き、体調を崩し精神的ストレス、更に被災者間のトラブル等や、衛生面での問題から、一刻も早く仮設住宅の建設が切望されていたこと。
2. 岩手県の沿岸都市の特長は、リアス式海岸で入江型になっていることがあげられるが、そのため奥に行くにしたがって津波が増幅されて、海岸部での高さより更に高い波となって高所まで被害を拡大していたこと。
3. 災害地の瓦礫の撤去が進んで、目立つのは被害を受けているが鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建物の存在感であった。その多くは内外装・サッシ等の被害が甚大であるが、特に天井板及びその下地が垂れ下がったり、家具類が泥水に汚れて散在していることが顕著な現象である。その中で比較的破壊されていないのが鉄骨造より鉄筋コンクリート造の建物であった。
4. 海岸線に近いところでは地盤沈下が起こり、土地が水没してしまったり、栈橋に段差が付き使用に不便をきたす所もあった。

以上のことをふまえての提言

被災地の住宅を高台に設けることを第1回委員会で提言したが、しかし現状を見ると都市全ての住宅を設置できる高台はなく、また無理な切土・盛土による造成は今仙台市で起きている山津波による住宅地の崩壊等が起こる危険性があり安全とは言えない。

そういうことから、小さい集落での全体移住の実績はあるが、都市全体の移住は不可能と思われ、更に水産業、漁港関係産業は海から離れることができない。視察においても、早く漁業の再生、生産部門市場を稼働させないとこれからの生活の見通しが見つからないという悲痛な声が聞かれた。

それらのことから、被災地での住まいと都市機能の再建を検討する必要があると思われる。そのひとつの提案として、被災地で残っている鉄筋コンクリート造の中でも水門が完全な型で残っている。水門は仕上をしていないコンクリート打放し躯体そのままである。そして、防波堤・防潮堤は津波を防ぐ機能から、海岸線と平行して設けられ波の力を直接受ける形態をしているが、水門は波からの抵抗を少なくする形態をとっている。

第一回委員会で、私が提案した人工地盤に避難施設を兼ねた地域コミュニティを設置し、その上に集落ごとの集合住宅を設ける提案は、下部を波の抵抗の少ない形での土木的コンクリート躯体で高さ約 10mほどの人工地盤を設け、店舗・行政・銀行・郵便そして産業・福祉・集会室等、地域コミュニティ機能をはりつける。この人工地盤はある間隔を持って設置し、短時間でその周辺の人々の避難施設として、また人の集まる拠点として機能する。そのことにより、被災地での住宅建設が可能になってくる。

いずれ、これは地域住民の決めることであり、選択肢の一つの具体例を提案するものである。

もう一つの提言として、この度の大震災津波でのメモリアルを残すべきだと思っている。一つは、陸前高田のあの美しい高田松原が消失したが、津波に耐え 1 本だけ残った松を復興の象徴にと言われているが、大槌町の民宿に乗り上げた名物観光船をそのままの状態に保存し、メモリアルとすることを提案する。

なお、私は岩手県建築士会会長であるが、その支援団体として（社）日本建築士会連合会・災害対策特別委員会があり、今後の復興委員会の技術的・専門分野の提言等についての検討支援を受けられることになっている。

復興ビジョン策定にあたって

委員 遠藤洋一

- 1 大津波災害の被災者、被災地の苦しみと、その支援に向けて尽力している多くの方々の思いをしっかりと受け止め、被災地の安全と安心、元氣と意欲の増進(Empowerment)に向けた支援と仕組みの在り方を提示した復興ビジョンの策定を。
- 2 復興に向けて、様々な分野における「幸福追求権」の保障に関する制度・立法が不備・不存在な場合、「公助」は、「自助」・「共助」を支援していく機能の強化・創造を。
- 3 防災に向けて、過去の災害対応、また、近年の国連防災世界会議・神戸大会採択の「兵庫行動枠組み」(2005)や、その枠組みに基き国連国際防災戦略やユネスコが推進している“World Disaster Reduction campaign”をも参考に、振り返り、気づき、見直しを。
- 4 津波等の自然災害の発生や、その人間社会への影響を完全に防ぎ切ることにはできない。人間はその被害の減少、縮減に向け智慧を出し合うべき。「減災」(Living with Risk)
- 5 減災は、自然の脅威(Hazard)に対する社会の脆弱性(Vulnerability)を減ずること。
- 6 津波災害に「強い」地域づくりを進め、地域の安全と安心を増進させるためには、常襲各地域において津波への脆弱性を減ずるハードとソフトの両方の対策の工夫が必要。
- 7 今後、発生が想定されている東海、東南海・南海、首都直下型地震による津波災害、さらには、百年後、千年後(?)の想定外の規模・強度の地震、津波に備え、各地域においてハード整備での強化・徹底を期することは、財政的にもかなりの無理を伴う。
想定外の自然の脅威に対し、減災機能を期待できる復元・回復・復興力(Resiliency)の発揮に向けた効果的なソフトの整備、強化、創造・開発にも注目、尽力すべき。
- 8 ソフト面の整備、強化、創造・開発は、災害常襲途上国の対応にとっても有益。
- 9 津波災害の減災のためのソフトの仕組みとしては、被災に備えた事前の備えと、被災直後の緊急段階、復旧・復興段階の夫々での対応における整備、強化が必要。
- 10 減災ソフトの整備、強化、創造に向けた見直しに当たっての視点・キーコンセプトは、「つながり(県民計画「自立と共生」)の仕組み(特に共助の在り方)の強化と創造」
cf.「阪神・淡路震災:「自然・社会・人間との共生」、中越(沖)震災:「相互依存関係」
- 11 顕在的・日常的に機能し、日々意識されている「つながり」の「仕組み」と、災害発生時に機能発揮が期待される非日常的・潜在的な「つながり」の「仕組み」の双方重要。
- 12 「いわて県民計画」の視点(ゆたかさ・つながり・ひと)から
津波大震災の体験、復興を機に多くの人々が必要を実感した、つながりの強化・創造により、安心・安全が増進された、災害に強いより豊かな社会を実現していく。

《 学校・教育分野について 》

「自立と共生」「つながりの仕組みの強化と創造」 (「災害に強い、復元力・回復力のある (Disaster Resilient) 学校・教育づくり」に向けて)

委員 遠藤洋一

I 振り返りと見直しの視点

- 1 家庭、地域、学校、教育委員会、市町村・県等の関係機関の関係において、「自立と共生」、「つながりのあり方」(防災への備え)についての再確認、強化、創造を
cf 本県、「教育振興(5R)運動」:子ども、親、学校、地域、行政の連携で課題対応
cf 「自立とは自己完結ではなく、他者、他組織・他機関、他地区・他地域との相互依存関係の豊かさの中にある・・・」(中越大震災 復興ビジョン)
cf ユネスコの「四つの学び」(知ること・為すこと・他者と共に生きること・人間として生きること)と持続発展教育(ESD)の取り組み
- 2 今回の被災の体験と、これまでの災害対応からの教訓を、将来への減災文化構築へ
 - (1) 今回の被災について、学校、教委、連携先等、各対応主体毎に、被災、復興過程に即した対応実態(課題、要望等)の把握と現行防災システムの実効性の見直し。
 - (2) これまでの津波被災体験からの教訓、及び先進県の取り組みの教訓に学ぶ。
e.g. 明治29、昭和8、チリ地震津波等
e.g. 兵庫(持続的発展期)、静岡・三重(予防期)

II 今回の津波災害に即して

1 予防期:「振り返ってみれば」

cf. 兵庫:被災前は、減災意識低位、火災想定避難訓練、避難方法中心の防災訓練

2 応急・救急期:「体験と気付き」 発災から避難所開設、学校再開へ

- (1) 避難行動(生命・身体の安全)について
 - ア 被災時のTPO:校外(部活動、行事等)の場合は、「てんでんこ」か。
 - イ 太平洋津波警戒システム、緊急地震速報システム等の実効活用を。
e.g. 三重:校内放送と連動した緊急地震速報システムの導入
 - ウ 地域ごと、学校ごとの「津波避難マニュアル」等の改訂、作成、実効化を。
- (2) 避難所対応と学校再開に向けた対応について
 - ア 避難所対応:地域の救援・防災拠点化、長期化対応。
市町村担当課と連携「避難所対応マニュアル」作成、改定、両職員への徹底。
 - イ 学校教育対応:教育活動継続基盤の再構築、学校再開に向けて
学校体制(授業、部活動等の場確保)、児童生徒・教職員の状況、対応確認。
心のケアにも留意を。遠隔地移住・転校児童生徒への配慮を。
 - ウ 避難所生活、生活基盤破壊の児童生徒・教職員への支援制度の工夫。
自助、共助、公助の在り方(家族、親族、地域、学校、教委、国?)
 - エ 早期に文部科学省、教育委員会からの支援通知の発出、取り組み実施を。
cf. 本県教育委員会に文部科学省から支援職員派遣、災害対応担当部署職員配置。
被災地教育委員会に県教育委員会支援職員派遣。
e.g. 本県「学校再開支援プロジェクト」「学校再開ガイドライン」:再開後の支援も
e.g. 本県、教育委員会職員・学校職員支援派遣。避難所運営支援

オ 今回の臨機応変の多くの対応、支援の取り組みの中で、今後の危機対応にも活用可能と思われるものを、新たな仕組み、制度として改定防災計画へ盛り込む。

3 復旧期:「気づきから見直し」 学校避難所対応一部継続。仮設校舎、仮設住宅対応

- (1) 避難所生活、生活基盤破壊の児童生徒・教職員への支援制度の工夫。
- (2) 避難所指定校においては、事前に近隣施設・学校等と利用協定も必要か。

4 復興期:「振り返り、気づき、見直し」で「つながり」の「仕組み」の強化・充実

(「兵庫の教育の復興に向けて」(H.7.10.17)等を参考に振り返りと見直し)

- (1) 学校防災体制の強化：通常の学校教育の場と非常時の避難所の双方を想定
 - ア 学校の立地、耐震、備品、ライフライン、情報基盤の整備
 - イ 被災体験を生かし、災害時における学校の果たす役割の明確化・具体化
関係自治体、教育委員会、学校医、医師会、ボランティア団体との連携構築
 - ウ 教育機能の回復：施設、転籍、教育課程、講師等、非常時対応、弾力措置
- (2) 防災教育の充実
 - ア 県教委、市町村教委の指導・助言、地域住民・防災担当者連携のもと、各学校の特色を発揮し、応急期対応には Business Continuity Plan、長期的には ESD の視点をも取り入れながら、「学校防災マニュアル」等の改訂、充実を。
 - イ 防災教育の内容、教材充実、教員指導力向上。関係団体と共同、連携実施。
 - ウ 震災体験を生かし、人間の在り方生き方教育、情報リテラシー向上も
- (3) 心のケアの充実：(cf. 今回行方不明者多数。阪神・淡路では3名)
 - ア 児童生徒、保護者、教職員を対象に、専門機関との連携システムの確立
 - イ 教員の指導力・実践力の向上
e.g. 本県「スクールカウンセラー連絡協議会」「心のサポート研修会」4月上旬
e.g. 兵庫・新潟：教育復興担当教員配置、兵庫：キャンパスカウンセラー配置
 - ウ 指導資料作成、研修会・講習会の充実

5 予防期:復興期までに体験・強化・創造した「つながり」の「仕組み」の継承、発信

- (1) 復興期で構築・実施してきた防災教育、心のケアのシステムを改訂継続実施。
- (2) 被災対応の経験・記録を各主体毎に集約、記録集等刊行、教育委員会・大学でアーカイブ化し、被災体験の記憶・記録の全国・世界発信の仕組みを。(風化防止)
- (3) 県内、産学官民で津波・災害に関する記念館、研究所を設立し、研究の推進と、成果の普及・発信、一般県民・国民向けの防災教育の充実の拠点設立。
e.g. 阪神・淡路「人と防災未来センター」、「震災・学校支援チーム (EARTH)」
中越復興ビジョン・震災メモリアルと総合的研究教育機関「中越防災安全推進機構」

6 復興計画の策定・推進に当たって

- (1) 各地域の児童生徒、保護者、学校、教委の被災以降の対応実態を十分に踏まえて。
- (2) 各種計画、推進組織、事業のフォローアップ、検証システムの組み込みを。

III 文化・スポーツ分野

- 1 文化：有形・無形文化財の保存・継承に向けた支援、各種活動、大会開催の支援等
e.g. 被災有形(埋蔵)文化財に対する「文化財レスキュー」による保護支援
e.g. 兵庫県：「ヘリテージマネージャー」、復興資金活用の助成・支援事業
- 2 スポーツ：活動再開、各種大会参加・開催支援、活動活性化に向けた支援等
破壊、破損施設についての復旧と、開催予定各種大会への調整対応
- 3 地域防災計画の応急対策計画に、文教対策計画とは独立の節として文化・スポーツ分野を位置づけてはどうか。

(参 考 資 料)

「兵庫の教育の復興に向けて」

防災教育検討委員会
平成 7 年 10 月 17 日

- 1 災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化
 - (1) 学校施設の防災機能の充実
 - ア 立地条件と学校施設の強化
 - イ 設備・備品等の安全管理
 - ウ ライフラインの確保
 - エ 情報通信基盤の整備
 - (2) 災害時における学校の果たす役割
 - ア 地域防災計画における学校の位置づけ
 - イ 避難所となった学校の役割
 - ウ 避難所となった学校に対する教育委員会の役割
 - エ 学校における中核施設の確保と施設の提供
 - オ 行政機関への移行手順の明確化
 - (3) 学校教育機能の回復
 - ア 応急教育の実施のための措置
 - イ 教育活動の場の確保
 - ウ 教職員の人的支援体制の確立
 - エ 教職員の勤務条件の整備
 - オ 自治組織確立への支援
- 2 学校における防災教育の充実
 - (1) 学校防災体制の整備・充実
 - ア 校内防災組織の整備
 - イ 地域防災組織との連携
 - ウ 防災体制の整備・充実に向けた教育委員会の役割
 - (2) 新たな防災教育の推進
 - ア 安全教育の充実
 - イ 教職員の指導力の向上
 - ウ 人間教育としての防災教育の推進
 - (3) 震災体験を生かした教育の推進
 - ア 生きる力を育む
 - イ 情報リテラシーの育成
 - (4) ボランティア教育の推進
 - ア 学校におけるボランティア教育の推進
 - イ 体験学習とボランティア精神の確立
- 3 心の健康管理
 - (1) 心のケアの充実
 - ア 被災児童生徒への心のケア
 - イ 教職員への心のケア
 - (2) 専門機関等との連携システムの確立
 - (3) 指導力・実践力の向上
 - ア 指導力の向上
 - イ 指導資料の作成や研修会・講習会等の充実
 - ウ 家庭・地域社会との連携の強化

県内商工会議所各会頭の意見も踏まえながら5つの点について要望、提言を述べたい。

① 経営再建に向けた相談機能の強化

当連合会は、4月12日に開催した県内商工会議所会頭会議において、内陸部の商工会議所が沿岸商工会議所への支援を行う横軸連携を基本に全会議所が一体となり、早期の復興を目指すという目的で「東日本大震災復興対策本部」を立ち上げました。

この対策本部に事業所支援委員会を設置し、県内商工会議所が応援体制を組むなど一致結束し、情報を共有しながら、相談窓口を開設しています。

これまでは、緊急の金融対策や雇用対策が中心でしたが、今後は経営計画の策定など経営再建に向けた取り組みが重要になるものと考えます。

こうした相談には、経営指導員だけでは限界があり、特に法律や労務といった専門的な知識が求められます。このため、専門家派遣機能の強化に向けて、国、県の早急な対応をお願いしたい。

② 地域循環型経済による再建

沿岸被災地区では仮設住宅の着工が始まっておりますが、地元業者への発注がほとんどない、という声が聞こえてまいります。発注者である岩手県から全国の統括組織へ、統括組織から大手ゼネコンへ発注するという流れがあるようでございます。それぞれの業界には、いろいろな事情があるとは思いますが、復興への投資が地域で確実に循環することが、地域経済の活性化に向けて大きな力になるものと考えられます。今回の震災により一定期間休業せざるを得ない人や、失業する人が多数に上ることが予想されます。そうした人々の働く場の確保については、当面は復旧・復興事業で確保することが考えられますが、将来にわたって地域の雇用の場を継続して確保するためにも、復旧・復興事業はできる限り地元事業者に担わせるべきです。「地産地消」を推奨している岩手県知事には、地元事業者への発注を第一に考えていただきたい。

また、補正予算を組むため多くの事業が見直しによりストップしているが、できる限り早期発注に努めていただきたい。

③ 復興及びその後の地域づくりのための根幹となるインフラの整備

今後は、被害者支援から街全体の復興へと進むこととなりますが、まずはスピード感を持って復興ビジョンを立案していただきたい。

復興や将来の災害に強い県土、安全安心な県土づくりのためには、まずもって人や物が安全で安心して流通できるインフラの整備が欠かせないと考えます。

特に、道路整備については、沿岸の縦軸である三陸縦貫道路は津波を受けにくい高所にあり、今後の地域づくりの背骨となるものであり、その貫通は喫緊の課題と考えます。

また、北上高地を抱える本県では、流通の障害を回避するには沿岸と内陸を結ぶ横軸の整備とそれを補完する斜軸の整備が不可欠であります。

こうしたインフラの整備にスピード感を持って取り組み、将来を見据えた大胆な街づくり構想を進めるべきであります。

④ 内陸における経済力の強化

被災地域の復興には経済活動の復興が欠かせないが、沿岸地域の経済復興には内陸経済の支える力が必要であります。

しかし、今内陸の経済も大きなダメージを受けています。人の流れ、物の流れが滞り工場の生産活動は停滞し、旅館ホテルなどの観光業も旅行客の激減やコンベンションの中止などにより売り上げが激減するなど、内陸の経済力も低下しています。

被災者等に配慮して事業やイベントを控える気持ちは理解できますが、催事等の自粛ムードの拡大は地域経済回復の大きな障害になっています。適切な消費回復により経済の地域循環を活性化し、経済の活力を取り戻すことが喫緊の課題であります。

このためには、何よりも知事から県民に向けて自粛ムードの払拭について強いメッセージを発して頂くとともに、県や市町村の職員が率先して消費回復に努められるようお願いしたい。

例えば、県と内陸市町村の職員はおおよそ3万5千人います。一人がひと月5千円の消費拡大をしますと、年間で21億円の消費が回復します。間接効果も入れますと2倍の効果が生まれ、これまでの推計から算出しますと、これにより約280人の新規雇用が生まれます。

こうしたことに取り組みながら、復興に向け県民が一丸となって進んでいくためにも2016年の国体は大きな目標になると考えます。経済的困難が伴うことは勿論理解しておりますが、県民が全力を挙げて取り組めば必ず実現できると信じています。2016年の国体を新しい復興岩手で開催されるようお願いいたします。

⑤ 国への強力な働きかけ

我々岩手県商工会議所連合会といたしましても、この大災害からの復興を新しい県土づくり、国土づくりのチャンスと捉え、日本商工会議所等を通じ国等への働きかけを行っていきますが、県においても全国知事会等を通じ国等へ強力に働きかけてもらいたい。

どうぞ今後とも最大限のご支援をお願い申し上げます。

